

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る
電気料金の特別措置に関する供給条件
(北陸エリア以外高圧)

2024年1月1日実施

料金の特別措置に関する供給条件の内容

1 適用

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、原則として、電気供給約款（北陸エリア以外）〔特別高圧・高圧〕（以下「供給約款」といいます。）および燃料費等調整額算定書（東京エリア）〔特別高圧・高圧〕（2023年4月1日実施）（以下「燃料費等算定書」といいます。）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。ただし、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結しているお客さまは除きます。
- (2) この供給条件は、2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 供給約款および燃料費等算定書にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費等調整単価は、燃料費等算定書2(3)によらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費等} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準燃料費等調整単価} - (5) \text{の特別措置の燃料費等調整} \\ \text{単価}$$

- (2) 基準燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(3)の基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{等調整単価} &+ (\text{平均市場価格} - 17 \text{ 円 } 44 \text{ 銭}) \times \text{(4)の基準市場単価} \end{aligned}$$

(3) 基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 0 厘
-------------	----------

(4) 基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	33 銭 7 厘
-------------	----------

(5) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 2 月の料金に係る計量期間等の始期から 2024 年 5 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024 年 6 月の料金に係る計量期間等
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	0 円 90 銭

3 その他

その他の事項については、供給約款および燃料費等算定書に定めるところによるものといたします。

